訪問看護の利用料金

保険の種類	費用負担割合	その他の負担
介護保険	月額利用料の1割	*支給限度基準額を超えるサービス(訪問看護回数増など)、 保険給付対象外サービスは全額自費負担
医療保険	国民健康保険など、加入 している医療保険の 負担割合に準じた割合	*一定時間を超えるサービス、 休日や時間外のサービスは差額を負担 *交通費、死後の処置は実費を 負担

(平成27年3月現在)

- *詳細については、訪問看護ステーションにお問い合わせください。
- *身体障害・難病等特定疾患の医療受給者など公費負担対象者は、利用金額が免除も しくは減額されます。

訪問看護に関する電話相談

(公社) 千葉県看護協会では、千葉県からの委託をうけ、訪問看護のサービス内容、利 用方法、利用料など、訪問看護に関連する電話相談窓口を設けています。 相談は、無料です。お気軽にご相談下さい。



月~金 9 時~17 時 *会館の休日は除く



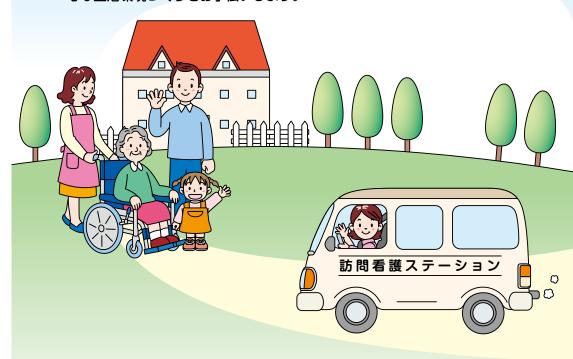
無料 2043-245-1712

一人(かかりつけ看護師) 安全で安心な在宅での

点滴や吸引など病院で行われる治療が必要な状態でも、 「住み慣れた我が家で過ごしたい」

そんな思いを抱いたときは、訪問看護を活用ください。

マイ・ナース(かかりつけ看護師)として、かかりつけ医師、ケアマネジャー、 ホームヘルパー等様々な職種と連携をとり、利用者さんとご家族の安全で安 心な生活環境づくりをお手伝いします。







公益社団法人千葉県看護協会

〒261-0002 千葉市美浜区新港 249-4 FAX 043-248-7246

「心身の状態がすぐれなくても、自宅で療養したい」そんなとき訪問看護をご利用ください

訪問看護サービスは、介護保険や医療保険を使い利用いただけます。患者さんの人権、プライバシーの保護を厳守いたします。 訪問看護事業所との契約は、個人契約です。



寝たきり防止、生活動作(食事 を食べたりなど)が維持・向上 するよう支援します!

> 歩行・食事・排泄など生活 動作の訓練を行います。

本人の状態に合わせた 看護をおこないながら **病状の観察をします!**

皮膚の状態の観察、状態に合わ せた入浴の介助、ベッド (布団) 上で体を拭いたり、洗髪など行 います。



医師と連絡をとり、 必要な医療処置などの お手伝いをします!

医師などと連絡をとり、体調管理の ため、血圧・体温などの測定、吸引・ 注射などをおこなったり、床ずれの 手当てなど、状態が悪化しないよう 努めます。



介護方法・不安などに対する 相談、介護用品の利用方法の 相談などに対応します。



訪問看護サービスを利用するまでの流れ

相 談

利用前に、色々相談したい…

と思ったら、

利

用

(1)

討

- かかりつけ医
- 近くにある訪問看護ステーション
- ・千葉県看護協会の電話相談 ☎(043)245-1712
- ・地域包括支援センター

入院している病院の「医療相談室(又は看護師)」 に相談してください。

<いずれも相談料は無料です>

n の 主 な 流

ケアマネジャー

かかりつけ医

介護保 険

認定あ Ŋ

訪問看護利用の申込み

手 配

訪問看護ステ シ

∃

ン

サービス 提供

利用者

医 療保 険

訪問看護利用の申込み